

平成30年度第8回神石高原町農業委員会総会議事録

集年月日	平成30年11月27(火)			
召集場所	神石高原町三和協働支援センター2階会議室			
開会時間	午前9時30分	閉会時間	午前10時10分	
出席農業委員			2番	小川 玲子
	3番	向 靖弘	4番	小坂 貢
			6番	小里 千恵子
	7番	正木 正二	8番	井上 賢市
	9番	圓道 タミ子	10番	立原 孝生
			12番	若林 宏明
	13番	伊勢村 正治	14番	佐伯 知省
出席推進委員				
	5番	酒井 剛之	6番	三原 正義
			12番	山内 功雄
			14番	小寺 寛治
欠席した農業委員	1番	美田 雅彦	5番	伊勢村 春行
	11番	大埜 益旨		
議事録署名委員	10番	立原 孝生	12番	若林 宏明
出席した職員	事務局長	井上 小百合	事務局	山村 博樹
	臨時職員	守多 三郎	臨時職員	渡邊 由加利

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 会長挨拶	
3. 欠席者報告	
4. 議事録署名委員選任	
5. 議 事	
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
報告第1号	農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
6. その他	
7. 閉 会	

開 会	事務局長	ただいまから平成30年度第8回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが1番美田委員、5番伊勢村委員11番大埜委員の3名です。従いまして農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は11名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申しあげます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
	議 長	それでは議事に入りますまでに本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。10番立原委員、12番若林両委員にお願いします。
第1号議案	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っています。3-14の案件について酒井推進委員報告をお願いします。
	5番	豊松の笹尾地区担当の酒井です。受付番号3-14に対し現地調査をし去る23日に大埜農業委員と視察いたしましてちょうど譲受人の藤井さんの隣の家の者が黒川さんの耕作地だったものですからどちらのほうも利便性が良くなく藤井さんのほうが利用がよくなるような土地でありまして藤井さんも高齢であります。私どもは承認できるのではないかと思います。
	議 長	ありがとうございました。続きまして3-15の案件について三原推進委員報告をお願いします。
	6番	下豊松、有木地区担当の三原です。受付番号3-15について報告します。場所は豊松のトマト団地の入り口より北東へ800mの場所へあります。11月24日に小坂農業委員と譲渡し人の橋本氏と共に現地を視察調査しました。譲り渡し人は高齢のため孫の向田夫妻に所有権を移転されることです。向田氏は橋本さんと同じ敷地内に2年以上前から住まわれていて経営のほうも実質自分たちでされています。橋本さんによると生前贈与したいということの所有権移転です。よろしくをお願いします。以上です。
	議 長	ありがとうございました。続いて3-16の案件について小寺推進委員報告をお願いします。
	14番	高蓋、木津和地区担当の小寺です。3-16について報告します。場所は高蓋のバイパス沿いに竹中製材所がございますがそこから北へ4キロ弱のところへあります。調査日時は11月22日に佐伯会長と申請人のお母さんにも話を聞くことができ調査を致しました。調査内容ですが申請農地の譲り渡し人は健康上の理由で耕作する事が困難になり弟に譲り渡すとのこと。所有権を移転されても何ら問題ないと思われれます。

	議 長	ありがとうございました。続きまして3-17の案件について山内推進員報告をお願いします。
	12番	小島地区担当の山内です。受付番号3-17について報告します。場所は役場本庁より北へ約4キロの阿下地区にあります。11月24日に若林委員と私と2人で現地調査を行いました。申請農地の譲渡人は遠方におられ耕作することが困難であります。申請農地の近所の所有者である譲受人は耕作するのが便利であるため譲り受けるためで何ら問題ないと思われま す。ご審議の程よろしくをお願いします。
	議 長	ありがとうございました。続きまして3-18の案件坂本推進委員報告をお願いします。
	13番	相渡、永野地区担当の坂本推進委員が欠席のため代わりに伊勢村が報告させて頂きます。この案件は親子間の贈与です。場所は神龍湖から南へ約2キロくらいあがったところです。11月24日に坂本推進委員と調査しました。ここに載っている農地はすでにきれいに管理されておられてまた娘さんですがよく手伝っておられるようでございます。何ら問題ないと思われ ますのでよろしくをお願いします。
	議 長	ありがとうございました。続きまして3-19の案件について山内推進委員報告をお願いします。
	12番	小島地区担当の山内です。受付番号3-19について報告します。場所は役場本庁より南へ約2キロの場所へあります。11月24日に若林農業委員と譲受人であります申請者の岸元さんと私3人で現地調査をしました。申請農地の譲り渡し人は高齢でありまして申請地を維持管理することが困難であります。そのため譲受人に譲渡するものであります。譲受人は申請地を買い受け自己所有の隣地農地と共に水田として耕作する予定です。所有権移転しても何ら問題ないと思われま す。審議の程よろしくをお願いします。
	議 長	ありがとうございました。以上で説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	4番	3-15の関係はトマトの農地になります。写真と航空写真が違っておりますがトマトハウスをするために独自で作業をして農地の範囲内で整備されているようです。
	議 長	他にございませんか？無いようでございますので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第2号	議 長	続きまして議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局は説明をお願いします。
		(事務局説明)

	議 長	ありがとうございました。担当推進委員によりまず現地調査を行っています。伊勢村農業委員報告をお願いします。
	13番	5-20について報告します。11月24日に坂本推進委員と小塩組の会長さんの小塩俊之さんと調査しました。譲り渡し人の小塩俊之さんは現取締役の小塩芳生さんの父親であります。小塩さんは小塩組という建設会社を営んでおられて少し前に倉庫、資材置場としてすでに設置されていました。事前着工という事で始末書も出されておりますのでよろしくをお願いします。
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	12番	資材置場ということですが写真でみると進入路に見えるんですが。上の家に行く進入路に見えるんですが資材置場でいいのでしょうか？
	13番	上は秋中さんという家があって右側はそうなんですが左側の建物が倉庫であってそこへの進入路がこの赤い線に囲まれているのが倉庫に行くための進入路であるということなので倉庫の方が主で見方が違うのかなと。上から見たら倉庫がしっかりとあります。上に行く道は別にあるので問題ないかなと思います。
	議 長	議案の19ページの写真を見ればこの倉庫は入っているよね。
	13番	航空写真でみる限りは白い部分が倉庫でありまして1623番の田ということでありまして現況写真の方では左側の竹中さんのお宅と倉庫が映っているのも問題ないと思います。
	4番	道にしたら問題だけど農機具の駐車場の倉庫と捉えれば問題ないと。進入路という言葉を使ったら問題があって。資材置場としたら問題ないと思う。
	13番	進入路というより資材置場として見させて頂きました。それと倉庫が併設しているということで。元々、昔は農業をされていたので農機具小屋みたいな形で小さな田を潰してなってたと思うのですが途中から建設会社をされたので段々それが大きくなり舗装もしみたいな形でこういう形になったのだと思います。
	議 長	若干、航空写真と現況写真の線引きのところが多少違いがありますので誤解を招きやすくなっておりますが。1619-2がここの家ですか？
	13番	はい、そうです。
	議 長	1623の細長い白い建物があるのも倉庫ですよ。
	13番	倉庫です。
	議 長	他にございませんか？無いようでございますので採決に移らせて頂きます。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
報告第1号	議 長	続きまして報告第1号「農地法第3条第1項第13号の規定による届出に

		ついて」を議題とします。事務局は説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	4番	トマト団地にするということで先般3月に農業委員会にあがって通って今回この届出があがったということですけどこの届出の意味がわかりません。もう少しこの届出の農地法第3条第1項第13号の規定というのを教えて頂きたいのとトマト団地にするときのもうすでに議会で予算付けされていると思いますけどどういう構想でされるのかわからないので教えて頂ければと思います。
	事務局長	農地法第3条第1項第13号につきましては農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構が農林水産省が定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て農地売買等事業又は同法第7条第1項に掲げる事業の実施によりこれらの権利を取得する場合ということで先ほども説明させて頂きましたが通常でしたら農地法第3条の規定による所有権移転の方で農地の取得ができますが町が一旦所有者から所有権を取得するためには神石町長ではできません。公共用地の事業としてはできませんのでこういった先程説明したような円滑化団体というものを組織しまして借り受け人になって一旦農地をこちらの神石高原町農地利用集積円滑化団体、会長入江嘉則で農地を取得します。それからあす以降に具体的な内容については会議が開催されるようになっていますがその後今年募集をかけた2名のトマト研修生が来年と再来年と研修をされたのちにここの黒木谷のところで2名農地を取得になるか当面貸し借りになるか具体的に協議されてないようですが入って実際にトマトを作られていきます。それからもう一つ来年度募集2名につきましては2年間研修をして34年度からまたそこに入られて4名の方が研修されるトマト団地になります。
	議 長	ですから36ページにありますような配置になっておるようなものを今聞いている範囲内では大体2枚を1枚に整備してやる予定のようです。地図の下側が上になって勾配が下へおりにあるような土地柄です。36ページの真ん中辺りに362-1の原野というのがありますがこれも同時に取得されていますのでこちらを整備してある程度形を整えていこうということのようです。それで一番下にあります339-3に井戸を掘削されています。直接入植者との売買でなしに町が取得して利用権設定をする中間管理機構の土地改良事業で全額国の補助金でやるというような事業を適用するために町の取得という形でやられてるようです。ここに4区画ですね。相当掘り込むようになると思うのですが。勾配がありますから。
	4番	これだけ広い土地を4名でやるということはないと思うのですが将来研修生を入れるのでしょうか。
	議 長	2町7反ですからこれを造成したら2町分くらいしか実際は平たんなところはできないのだらうと思います。ですから一人5反。基本的にここが万が一いっぱいになって尚且つ入植希望者が多い場合は下へ下へおりにいこうという構想で売り渡し希望はいっぱいできています。ということでここ

		の土地が設置されたと聞いてます。他にございませんか？ 無いようでございますので届け出通りとさせていただきます
	議 長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午前10時10分

		<p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>平成30年12月26日</p>
		<p>会長</p> <hr/> <p>10番 立原委員</p> <hr/> <p>12番 若林委員</p> <hr/>